

会議の傍聴にあたっての注意事項

- 1 限られた時間内で円滑に審議を進行させるため、係員の誘導・指示に従ってください。
- 2 傍聴の受付は、開会の30分前から開始します。なお、受付開始時点において定員を超えている場合は抽選とします。
- 3 傍聴者は、会議を傍聴する際は、次の事項を守ってください。
 - (1) 会議開催中は、静粛に傍聴し、発言しないことはもとより、拍手その他の方法により、可否を表明したりしないでください。
 - (2) 騒ぎ立てる等、議事を妨害しないでください。
 - (3) 携帯電話は、マナーモードにするか、電源をお切り下さい。
 - (4) 危険な物を持っている方、酒気を帯びている方、その他秩序維持のため必要があると認められる方の傍聴はお断りいたします
 - (5) 会場において、飲食又は喫煙をしないでください。
 - (6) 審議の途中、会議を公開することにより議事運営等に著しい支障が生じることとなった場合は、会議の決定によりその後の会議を非公開とすることがあります。その場合は、退場をお願いすることとなりますので、あらかじめ御了解ください。
 - (7) 事務局の指定した場所以外に立ち入る事はできません。
 - (8) 手荷物・貴重品等の管理は、各自にてお願いします。
 - (9) その他会場の秩序を乱し、会議の支障となる行為をしないでください。

※ 以上の事項に違反したときは、退室していただくことがあります。